

○大阪市会会議規則

昭和31年9月30日
市会議決

大阪市会会議規則(昭和22年5月23日市会議決)の全部を改正する。

大阪市会会議規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 発案、撤回及び不再議(第9条—第12条)
- 第3章 議事日程(第13条・第14条)
- 第4章 議事の順序(第15条・第16条)
- 第5章 発言、討論及び動議(第17条—第26条)
- 第6章 修正(第27条—第29条)
- 第7章 表決(第30条—第38条)
- 第8章 選挙(第39条・第40条)
- 第8章の2 参考人(第40条の2)
- 第9章 委員会(第41条—第54条)
- 第10章 質問(第55条—第58条)
- 第11章 秘密会(第59条—第61条)
- 第12章 請願及び陳情(第62条—第65条)
- 第13章 執行機関及び説明員(第66条・第67条)
- 第14章 議員の辞職及び資格の決定(第68条—第70条)
- 第15章 紀律(第71条—第77条)
- 第16章 懲罰(第78条—第86条)
- 第17章 会議録(第87条—第90条)
- 第18章 協議又は調整を行うための場(第91条)
- 第19章 派遣(第92条・第93条)
- 第20章 補則(第94条)

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集当日、開会時刻までに市会議事堂に参集し、応招簿に署名しなければならない。

(市会の開閉)

第2条 市会は、議長がこれを開閉する。

(会議の時間)

第3条 会議の時間は、午後2時から午後5時までとする。但し、議長が必要と認めたとき、又は市会の議決により、これを変更することができる。

(開議の報知)

第4条 会議の開始は、振鈴その他の方法で、これを報知する。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに市会の議決で定め、招集の当日から起算する。

2 会期は、市会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも市会の議決で閉会することができる。

(議席)

第7条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに議員となつた者の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めたときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を附する。

(不応招、欠席の届出)

第8条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、正当の理由を示して議長に届け出なければならない。

第2章 発案、撤回及び不再議

(議案の提出)

第9条 議員が市会に議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を附し、地方自治法(以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(議案の配付)

第10条 市会に議案が提出されたときは、議長は、議員及び執行機関に配付しなければならない。

(事件又は動議の撤回)

第11条 提出者が議題となった事件を撤回し、又は修正しようとするとき及び議題となった動議を撤回しようとするときは、市会の承諾を要する。

(一事不再議)

第12条 市会において議決した議案は、同会期中再び提出することができない。

第3章 議事日程

(議事日程)

第13条 議長は、議事日程を定め、あらかじめこれを議員に告知するとともに執行機関に通知しなければならない。但し、やむを得ない場合は、この限りでない。

(議事日程の変更)

第14条 議事日程変更の動議が提出されたとき、又は議長がその必要を認めるときは、市会にはかり、討論を行わないでこれを決しなければならない。

第4章 議事の順序

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第15条 事件の審議については、第63条(請願の委員会付託)及び第65条(陳情の取扱い)に規定する場合を除き、議長は、市会の会議に付し、説明を必要とするときはその説明をさせた後、これを適當の委員会に付託し、その審査を経なければならない。但し、市会の議決で委員会の審査を省略することができる。

2 通常予算案、決算及びこれに関連する事件並びに議長又は市会において特に必要と認めた事件については、前項の規定にかかわらず、委員会に付託する前に市会の会議において一般的な質疑を行うことができる。

(審議の順序)

第16条 委員会の審査が終つた後の市会の会議の審議は、委員長報告、少数意見報告、修正案説明、質疑、討論、表決の順序とする。

2 委員会付託を省略した場合の市会の会議の審議は、説明、修正案説明、質疑、討論、表決の順序とする。

第5章 発言、討論及び動議

(発言の通告等)

第17条 発言しようとする議員は、発言通告書に所要の記載をなし、これを議長に提出することを要する。

2 発言の順序は、議長が定める。

3 通告した者が欠席その他自己の都合により、発言の順位にあつても発言しないときは、その通告を取り消したものとみなす。

4 通告しない者は、通告した者の発言がすべて終つた後でなければ発言を求めることができない。

(発言の許可等)

第18条 発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、議員は、自己の議席番号又は氏名を、第66条に規定する者は、自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、登壇して発言しなければならない。但し、議長の許可を得たときは、自席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言内容の制限)

第19条 一議題が終らないのに他の議題につき、発言することはできない。

2 すべて発言は、簡明を旨とし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

(議事進行に関する動議並びに発言)

第20条 議事進行に関する動議並びに発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 前項の動議並びに発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。

(議事進行に関する動議の処理)

第21条 議事進行に関する動議が提出されたときは、議長は、直ちに市会にはかり、討論を行わないでこれを決しなければならない。

2 前項の動議が先決を要するものであるかどうかについて異議があるときは、議長は、市会にはかり、討論を行わないでこれを決しなければならない。

(質疑の回数)

第22条 市会の会議における質疑は、同一の議題について3回をこえることができない。但し、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(討論の回数)

第23条 議員は、同一の議題について討論2回に及ぶことができない。

(討論の方法)

第24条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に発言させなければならない。

(議長の討論参加)

第25条 議長が討論しようとするときは、あらかじめこれを通告して議席につかななければならない。

2 議長が討論したときは、その問題の表決を終るまで、議長席に復することができない。
(発言時間の制限)

第26条 議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に必要があると認めるときは、時間を制限することができる。

第6章 修正

(修正の動議)

第27条 修正の動議は、その案を具え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、5人以上の賛成者が連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。但し、委員会においては、この限りでない。

(委員会報告の修正案)

第28条 委員会の報告による修正案は、前条の規定にかかわらず、そのまま議題となる。

(修正動議の表決順序)

第29条 議員発議による修正案は、委員会の報告による修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について数個の修正案があるときは、その趣旨が原案に最も遠いと認めるものから順次に表決を採る。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第7章 表決

(表決の宣告)

第30条 議長は表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

2 議長が表決に付する問題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

(議員の表決権)

第31条 表決の際、現に議場にはいない議員は、表決に加わることができない。

2 表決には、条件を付けることができない。

3 議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

(起立による表決)

第32条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議員が議長の宣告に対して異議を申し立て、5人以上の賛成があるときは、議長は、記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第33条 議長が必要があると認めるとき、又は議員5人以上から要求があるときは、記名投票で表決を採る。

2 議長が特に必要があると認めるとき、又は議員5人以上から特別な事由により要求があるときは、無記名投票で表決を採る。

3 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを記名投票で決める。

(投票の方式)

第34条 記名投票による表決を行う場合においては、別表第1アに定める用札を用い、問題を可とする議員は白票を、問題を否とする議員は青票を投票箱に投入する。

2 無記名投票による表決を行う場合においては、問題を可とする議員は、「賛成」、問題を否とする議員は「反対」の旨を別表第1イに定める投票用紙に記載し、投票箱に投入する。

3 投票を行うときは、議長は、出席議員の数を宣告し、議員は、書記の氏名点呼に応じて投票しなければならない。

(投票時間の制限)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、投票の時間を制限することができる。

2 前項の場合において、議長は、その時間内に投票しない者を棄権したものとみなす。

(議場の出入口閉鎖)

第36条 投票を行うときは、議場の出入口を閉鎖する。

(投票数と出席議員数の不一致)

第37条 投票数と出席議員数と同じでないときでも、議長は、市会にはかり、直ちに開票を行うことができる。この場合投票の結果に異動を及ぼすときは、議長は、再び表決に付さなければならない。

(簡易表決)

第38条 議長は、問題について異議の有無を市会にはかることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可決の旨を宣告する。但し、議員が、議長の宣告に対して、異議を申し立て、5人以上の賛成があるときは、議長は起立の方法によつて表決を採らなければならない。

第8章 選挙

(法令によらない選挙)

第39条 法令によらないで行う選挙については、法令により行う選挙の例による。

(選挙の方法)

第40条 投票による選挙については、投票による表決の例による。

第8章の2 参考人

(参考人)

- 第40条の2 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 参考人の発言は、その聴こうとする案件の範囲をこえてはならない。
 - 3 議員は、参考人に対して質疑することができる。但し、参考人が議員に質疑することはできない。

第9章 委員会

(委員会の開会)

第41条 委員長は、委員会の開会の日時を定める。

- 2 大阪市会委員会条例(以下「委員会条例」という。)第7条第3項の規定により初めて特別委員長の互選を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が委員会を開会して互選を行わせる。

(委員会開催の特例)

第41条の2 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会(以下「オンラインを活用した委員会」という。)を開催することができる。

- 2 前項の場合において、委員は、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。
- 3 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員会の定足数)

第42条 委員会は、その委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 前条第2項の規定による委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。

(委員会の表決)

第43条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 2 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
- 3 前2項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わる権利を有しない。

(委員の発言)

第44条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

(委員会の審査報告)

第45条 委員会の審査が終つたときは、委員長は、報告書を議長に提出し、審査の経過及び結果を市会の会議に報告しなければならない。

- 2 委員長は、前項の報告を他の委員に委託することができる。

(少数意見報告)

第46条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長報告に次いで少数意見者がこれを市会の会議に報告することができる。

- 2 前項の少数意見は、出席委員の3分の1以上の賛成があつたものであることを要する。
- 3 議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

(委員会の審査期限)

第47条 議長は、委員会の審査について期限を附することができる。

(公述人)

第48条 公聴会に招請する利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)の範囲、員数等は、当該委員会において定める。

- 2 公述人は、賛成及び反対の両方から選ぶようにしなければならない。
- 3 第1項の招請は、議長の名において行う。

(公述人の発言)

第49条 公述人の発言は、その聴こうとする事件の範囲をこえてはならない。

- 2 委員は、公述人に対して質疑することができる。但し、公述人が委員に質疑することはできない。

(分科会)

第50条 委員会は、分科会を置くことができる。

- 2 各分科会には主査を置き、その分科委員が互選する。
- 3 主査の職務権限に関しては、委員長の場合に準ずるものとする。

(連合審査会)

第51条 委員会は、必要があるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

- 2 連合審査会の座長は、事件を所管する委員会の委員長とする。

(会議中委員会禁止)

第52条 委員会は、市会の会議中は、これを開くことができない。但し、市会の承認を得たときは、この限りでない。

(委員会記録)

第53条 委員会は、委員会記録を作り、出席委員の氏名、会議の要領等を記載する。

2 委員会記録には、委員長及びその日の委員会において委員長の指名した委員が署名しなければならない。

(準用規定)

第54条 委員会の議事に関しては、委員会条例及びこの章に定があるものを除くほか、市会の会議の場合に準ずるものとする。

第10章 質問

(一般質問)

第55条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第55条の2 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、市会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を行わないで市会の会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(質問の回数)

第55条の3 質問については、第22条(質疑の回数)の規定を準用する。

(文書質問)

第56条 議員が執行機関等に文書質問をしようとするときは、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の主意書を受理したときは、これを該当執行機関等に転送する。

(不適当な文書質問)

第57条 議長において不適当と認めた文書質問については、議長は、その主意書の受理を拒むことができる。

2 議長は、受理しなかつた文書質問について、その議員から異議の申立があつたときは、これを受理するかどうかを市会にはからなければならない。

(答弁書)

第58条 執行機関等は、質問主意書を受け取つた日から7日以内に答弁書を議長に提出しなければならない。その期間内に答弁書を提出できないときは、理由を明示することを要する。

2 答弁書が提出されたときは、議長は、直ちに質問した議員に交付する。

第11章 秘密会

(指定者以外の退場)

第59条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第60条 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(委員会への準用)

第61条 前2条の規定は、委員会の秘密会に準用する。

第12章 請願及び陳情

(請願書)

第62条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、紹介議員の氏名、請願人の住所、氏名を記し、各自署名又は記名押印することを要する。

2 法人の請願書は、代表者が署名し、法人の印章を押さなければならない。

(請願の委員会付託)

第63条 請願書が提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経た後、市会の会議に付さなければならない。

(採択した請願の処理)

第64条 市会が採択した請願で、執行機関において措置することが適當と認めて送付したものについては、送付を受けた執行機関は、その処理の経過及び結果を毎年市会に報告しなければならない。

(陳情の取扱い)

第65条 陳情書が提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、審査させる。但し、議長において委員会に付託する必要がないと認めたものは、この限りでない。

第13章 執行機関及び説明員

(執行機関及び説明員)

第66条 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、監査委員及び法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者(以下「説明員」という。)は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。

(説明員の報告)

第67条 前条に定める各機関の代表者又は委員は、毎会期の初めに説明員の氏名を議長に報告しなければならない。

2 会期中、説明員に異動を生じたときは、直ちに議長に報告しなければならない。

第14章 議員の辞職及び資格の決定

(議員の辞職)

第68条 議員は、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 議長は、議員の辞表を受理したときは、市会にはかり、討論を行わないでその許否を決しなければならない。

(閉会中の辞職)

第69条 議長は、閉会中において議員の辞職を許可したときは、これを議員に告知するとともに執行機関に通知しなければならない。

(議員の資格決定)

第70条 議員の被選挙権の有無を決定すべき事案があるときは、議長は、資格審査特別委員会を設置してこれに付託し、その審査を経た後、市会の会議に付さなければならない。

第15章 紀律

(品位の尊重)

第71条 議員は、市会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第72条 議場又は会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用又は携帯してはならない。但し、病気その他の理由によつて議長の許可を得たときは、この限りでない。

(禁煙)

第73条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第74条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙及び書籍等を閲読してはならない。

(議事妨害の禁止)

第75条 何人も、会議中は、みだりに発言し、又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第76条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第77条 すべて紀律に関する問題は、議長が決する。但し、議長は、市会にはかり、討論を行わないでこれを決することができる。

第16章 懲罰

(懲罰動議及び処分要求の提出)

第78条 懲罰の動議は、法第135条第2項の規定による、所定の発議者が連署の上、これを議長に提出しなければならない。

2 法第133条の規定による処分を求めようとする議員は、文書をもつて、その理由を附し、議長に申し出なければならない。

3 前2項の動議及び処分要求は、事犯があつた日から3日以内に提出しなければならない。但し、第60条(秘密の保持)の違反にかかるものについては、この限りでない。

(懲罰動議等の委員会付託)

第79条 前条の動議又は処分要求が提出されたときは、議長は、速かに市会の会議に付し、討論を行わないで懲罰特別委員会を設置して、これに付託する。

2 前項の規定により、懲罰特別委員会を設置しないことの議決があつたときは、懲罰の動議は、否決されたものとみなす。

(議長職権による発議)

第80条 議長は、法第137条の規定に基く懲罰事犯があると認めるときは、前条の例による。

(関係者の出席説明)

第81条 懲罰特別委員会は、議長を経由して、事犯者及び関係議員の出席説明を求めることができる。

(事犯者の弁明)

第82条 議員は、自己の懲罰事犯の市会の会議及び委員会に出席することができない。但し、市会又は委員会の許可を得て自ら弁明することができる。

(陳謝文)

第83条 公開の議場における陳謝をさせようとするときは、懲罰特別委員会は、陳謝文を起草し、その報告書とともにこれを議長に提出することを要する。

2 前項の陳謝文は、これを事犯者に送付する。

(出席停止)

第84条 懲罰のための出席停止は、7日をこえることができない。

(除名が成立しないときの措置)

第85条 除名について、法第135条第3項の同意が得られなかつた場合は、市会は、他の懲罰を科することができる。

(懲罰の宣告)

第86条 市会において、事犯者に対し懲罰を科する議決があつたときは、公開の議場において、その懲罰を宣告しなければならない。

第17章 会議録

(会議録記載事項)

第87条 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 出席議員の氏名
- (2) 執行機関等及び説明員の氏名
- (3) 開会、開議、休憩、議事の中止、閉議、散会、閉会に関する事項
- (4) 議案、議事日程及び諸般の報告
- (5) 議事の次第
- (6) 選挙の次第
- (7) その他市会又は議長において必要と認められた事項

(会議録の配付)

第88条 会議録は、議員及び執行機関に配付する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事及び議長が取消を命じた発言は、これを掲載しない。

(記載事実に対する異議)

第89条 会議録に記載した事実に対して異議があるときは、議長がこれを決する。

(会議録署名者)

第90条 会議録に署名する議員は2人とし、その日の市会の会議において、議長がこれを指名する。

第18章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第91条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表第2のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、市会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19章 派遣

(議員の派遣)

第92条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

(委員の派遣)

第93条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。

第20章 補則

(この規則の疑義)

第94条 この規則の疑義は、議長が決する。但し、議長は、市会にはかり、これを決することができる。

附 則

この規則は、昭和31年9月30日から施行する。

附 則(平成14年4月1日市会議決)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月18日市会議決)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月25日市会議決)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月29日市会議決)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成25年2月1日市会議決)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月26日市会議決)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年11月21日市会議決)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月13日市会議決、第66条の改正規定、平成28年4月1日施行、市会議決)

この規則は、平成27年4月30日から施行する。ただし、第66条の改正規定は、議長が定める日から施行する。

附 則(平成28年5月26日市会議決)

この規則は、平成28年10月3日から施行する。

附 則(平成28年9月16日市会議決)

この規則は、平成28年9月20日から施行する。

附 則(平成31年2月8日市会議決)


この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月15日市会議決)

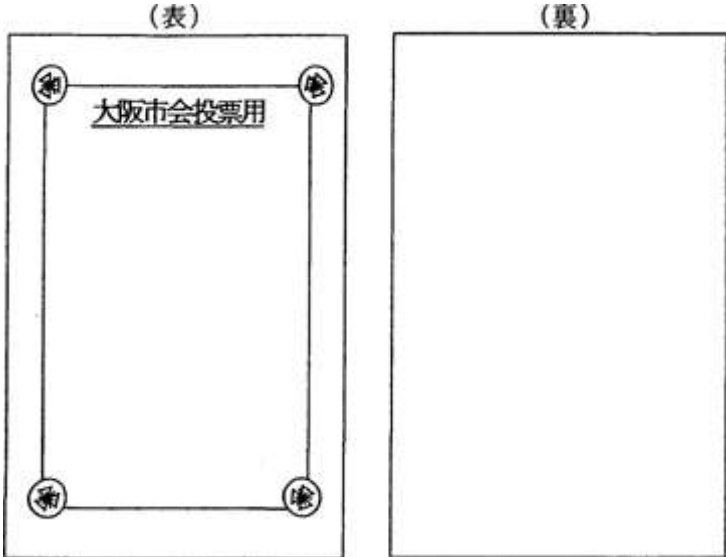
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第34条関係)

ア 用札

材質	アクリル樹脂
地色	青及び白
寸法	縦11センチメートル、横4センチメートル、幅0.5センチメートル
形状	

イ 投票用紙

紙質	こうぞ楮
寸法	縦15.5センチメートル、横10.8センチメートル
形状	

別表第2(第91条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
各派代表者会議	一般選挙後議長が選挙されるまでの間、市会の運営等に関する事項を協議する	年長議員及び各会派の代表者	年長議員
市会運営協議会	一般選挙後市会運営委員会が設置されるまでの間、市会の運営等に関する事項を協議する	各会派から推薦のあった議員	年長議員
各常任委員協議会	各常任委員会の委員長が必要があると認めた事項について協議する	各常任委員	各常任委員長
各派幹事長会議	市会運営委員会から委任された事項、市会運営委員会に先立ち各派の意見調整を要する事項及びその他議長が必要と認めた事項について協議する	議長、副議長、各会派の幹事長、市会運営委員長、市会運営副委員長	議長

常任委員長会議	常任委員会の所管事項、予算市会における委員会の運営方法など、各常任委員会の運営に関する事項について協議する	議長、副議長、各常任委員長	世話人(役員選出後最初の会議は議長)
災害対策委員会	諸般の災害に対して、応急及び恒久的対策の万全を図ることを目的に協議する	全議員	委員長